

山LP協第156号
平成30年1月10日

会 員 各 位

高圧ガス保安協会
山口県液化石油ガス教育事務所《印略》
((一社) 山口県LPガス協会)

平成30年度講習に係る受講希望者の調査について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年度に下記講習の実施を計画しておりますが、準備の都合上、受講希望者数を把握したいので、受講を希望される方は、平成30年2月28日(水)までに別紙調査票に必要事項をご記入のうえ、FAX等にて(一社)山口県LPガス協会あてにお送りください。

なお、本調査の結果、受講希望者が10名に満たない講習は、実施されない場合がありますので、受講を希望する講習がある場合は、予定数のみでもかまいませんのでお知らせください。

また、本調査票をご提出いただいた事業所様には、講習が実施されない場合は、ご連絡いたします。

本調査票を送付された方の個人情報については、適切な管理を行いますことを申し添えます。

ご不明な点がございましたら、(一社)山口県LPガス協会へお問い合わせください。

○送付・お問い合わせ先

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号
高圧ガス保安協会 山口県液化石油ガス教育事務所
(一社) 山口県LPガス協会
TEL 083-925-6361
FAX 083-923-8366
メール yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

記

1. 調査員講習

- (1) 受講対象者 調査員講習は、保安機関において、一般消費者等用のLPガス供給設備や消費設備の点検・調査業務等を行う場合に必要な資格を取得するための講習です。(供給設備・消費設備の点検・調査の実施項目に制限があります。)
- (2) 根拠法等 液化石油ガス法規則 第36条 第2項、第37条 第4号(準用)
- (3) 講習日時 講習・検定：平成30年5月11日(金) 9時～17時(予定)
- (4) 講習会場 山口市(予定)

2. 保安業務員講習

- (1) 受講対象者 保安業務員講習は、保安機関において、一般消費者等用のLPガス供給設備や消費設備の点検・調査業務等を行う場合に必要な資格を取得するための講習です。(液化石油ガス設備士免状、製造保安責任者免状、第二種販売主任者免状等の所有者は受講される必要はありません。)
- (2) 根拠法等 液化石油ガス法規則 第36条 第2項、第37条 第4号(準用)
- (3) 講習日時 講習・検定：平成30年9月11日(火)～12日(水) 9時～17時(予定)
- (4) 講習会場 山口市(予定)

3. 液化石油ガス設備士第2・第3講習

- (1) 受講対象者 液化石油ガス設備士第2・第3講習は、LPガスの家庭用・業務用消費者のLPガス設備の配管工事等の作業を行う場合に必要な液化石油ガス設備士免状を取得するための講習で、次の①又は②の方が受講対象者です。
- ① 第2講習 申込時にLPガス設備工事の作業に関する従事経験が1年以上ある方が対象の講習です。(受講申込には会社代表者による受講者の経験証明が必要となります。)
- ② 第3講習 建築配管技能士等の関連資格保有者等が対象の講習です。(受講申込には受講者の該当資格の写しの添付が必要となります。)
- (2) 根拠法等 液化石油ガス法 第38条の4 第2項 第2号
- (3) 講習日時 講習：平成30年4月～5月頃実施予定(3日間)
筆記試験：平成30年5月18日(金) 9時～11時50分(予定)
技能試験：筆記試験合格者にご案内します。
- (4) 講習会場等 山口市(予定)
- (5) その他 今年度の設備士第2・第3講習は、1回の予定です。なお、設備士免状は国家試験でも取得できます。

4. 充てん作業員講習

- (1) 受講対象者 充てん作業員講習は、民生用バルクローリ(充てん設備)により、LPガスのバルク供給設備への充てん等の作業を行う場合に必要な資格を取得するための講習です。(製造保安責任者免状(冷凍以外)の所有者で、LPガスの移動式製造設備による製造の経験が1年以上ある方は、受講申込時の申請により受講科目の一部が免除されます。)

- (2) 根拠法等 液化石油ガス法 第37条の5 第4項
(3) 講習日時 講習・検定：平成30年7月～8月頃実施予定（2日間）
実 習：未定（6時間）
(4) 講習会場 講習・検定：山口市（予定）
実 習：広島県（予定）

5. 配管用フレキ管講習

- (1) 受講対象者 配管用フレキ管講習は、液化石油ガス設備士免状所有者が、ステンレス製フレキシブル管による施工を行う場合に必要な資格を取得するための講習です。
※ 平成9年4月1日以降に液化石油ガス設備士免状の交付を受けた方は、座学が免除されます。このため、実習のみの受講でもかまいませんが、実習の効果を上げるため、座学を聴講されることをお勧めします。（聴講されても受講料は変わりません。）
- (2) 根拠法等 液化石油ガス法関係例示基準準拠
(3) 講習日時 平成30年8月～9月頃実施予定
講習時間：座学3時間、実習7時間
(4) 講習会場 山口市矢原 ポリテクセンター山口（予定）
(5) 定 員 40名

※ 次回のポリエチレン管エレクトロ・フュージョン（PE管EF）講習は、平成31年度に実施する予定です。（隔年実施）

平成30年度 受講希望者調査票

締切日：平成30年2月28日（水）

I. 調査員講習、保安業務員講習及び液化石油ガス設備士第2・第3講習の受講希望者名等をご記入ください。

| 番号 | 受講希望者氏名 (未定の場合は人数をご記入ください。) | 受講希望講習会名 (該当の講習に○印をつけてください。複数可) | 備考 |
|----|--------------------------------|------------------------------------|----|
| 1 | | 調査員・保安業務員・設備士第2・設備士第3 | |
| 2 | | 調査員・保安業務員・設備士第2・設備士第3 | |
| 3 | | 調査員・保安業務員・設備士第2・設備士第3 | |
| 4 | | 調査員・保安業務員・設備士第2・設備士第3 | |

II. 充てん作業員講習及び配管用フレキシ管講習の受講希望者名等をご記入ください。

| 番号 | 受講希望者氏名 (未定の場合は人数をご記入ください。) | 受講希望講習会名 (該当の講習に○印をつけてください。複数可) | 免除の有無 | 免状番号 | 免状取得年月日 | 聴講希望の有無 |
|----|--------------------------------|------------------------------------|-------|-----------|---------|---------|
| 1 | | 充てん作業員・フレキシ管 | 有・無 | 製造 設備士 | | 有・無 |
| 2 | | 充てん作業員・フレキシ管 | 有・無 | 製造 設備士 | | 有・無 |
| 3 | | 充てん作業員・フレキシ管 | 有・無 | 製造 設備士 | | 有・無 |
| 4 | | 充てん作業員・フレキシ管 | 有・無 | 製造 設備士 | | 有・無 |

- ※1 受講希望者が10名に満たなかった場合、講習が実施されないことがあります。また、都合により日時・会場等が変更される場合がありますことをご了承ください。
- ※2 免除の条件は講習によって異なります。(充てん作業員講習は前記4.(1)を、フレキシ管講習は前記5.(1)をご参照ください。)
- ※3 上表II. 免状番号欄の製造欄には高圧ガス製造保安責任者免状番号を、設備士欄には液化石油ガス設備士免状番号をご記入ください。

平成 年 月 日

事業所名 _____

所在地 (〒 _____)

連絡担当者名 _____

連絡先TEL (_____) _____

高圧ガス保安協会山口県液化石油ガス教育事務所 あて
 ((一社) 山口県LPガス協会)
 (FAX 083-923-8366)
 (メール yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp)